
QA60 商品設計上は乳児用としていない食品を、消費者が乳児に与えたとしても、その商品が乳児用食品の範囲に含まれないと考えてよいでしょうか

ご指摘の通りです。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日